

新地町地域防災計画

第5章 個別災害対策計画

第5章 - 3 津波災害対策計画

目 次（津波災害対策計画）

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1節 | 津波災害対策の概要 | 1 |
| 第1 | 津波災害対策について | 1 |
| 第2 | 津波被害の想定及び過去の津波被害 | 2 |
| 第3 | 想定する津波災害の規模と防災対策の目的 | 3 |
| 第2節 | 津波災害予防計画 | 4 |
| 第1 | 防災知識の普及、防災訓練 | 4 |
| 第2 | 情報伝達体制 | 5 |
| 第3 | 津波避難施設の整備等 | 6 |
| 第4 | 町民等の避難計画 | 7 |
| 第5 | 津波に強いまちづくり | 7 |
| 第3節 | 津波災害応急対策 | 9 |
| 第1 | 災害対策本部設置体制 | 9 |
| 第2 | 津波警報等の伝達 | 9 |
| 第3 | 津波警戒活動及び避難指示等の発令 | 14 |
| 第4 | 町民等への伝達 | 15 |
| 第5 | 町民等の避難誘導、交通等の確保 | 16 |
| 第6 | 津波発生時の応急活動 | 18 |
| 第7 | 資機材、人員等の配備手配 | 20 |
| 第8 | 災害時の広報 | 20 |
| 第9 | 応援の要請 | 20 |
| 第4節 | 津波災害復旧・復興計画 | 21 |
| 第1 | 津波防災まちづくり | 21 |
| 第2 | その他復旧、復興のための措置 | 21 |

第1節 津波災害対策の概要

第1 津波災害対策について

1 計画の目的

甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後沿岸で発生が想定される津波災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、もって町その他防災関係機関の防災体制の確立を期する。

2 津波災害対策に関する法律との関係

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項について定める推進計画を兼ねるものである。

ア 推進地域の指定

特別措置法第3条に基づき指定された県内の推進地域の区域は、下記の沿岸10市町（以下「市町」という。）である。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の定義

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震であり、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において以下の8タイプの地震に伴う津波を想定している。

- ① 択捉島沖の地震
- ② 色丹島沖の地震
- ③ 根室沖・釧路沖の地震
- ④ 十勝沖・釧路沖の地震
- ⑤ 500年間隔地震
- ⑥ 三陸沖北部の地震
- ⑦ 宮城県沖の地震
- ⑧ 明治三陸タイプ地震

(2) 津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域にお

ける一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

県及び町は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、町地域防災計画に必要な事項を定める。

第2 津波被害の想定及び過去の津波被害

1 津波被害の想定

県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定を作成し、平成31年3月に公表した。

津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定した。

津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測した。

2 過去の津波被害

福島県では、記録に残る以下の津波災害が発生している。

(1) 869年（貞観11年）7月 マグニチュード8.3

三陸沿岸から福島県沿岸にかけて大きな地震があり、津波により圧死者多数、溺死者1,000人以上。

(2) 1611年（慶長16年）12月 マグニチュード8.1

三陸沿岸及び北海道東岸にかけて大きな地震があり、津波により相馬領で700名が死亡した。

(3) 1677年（延宝5年）11月（磐城地方）マグニチュード8.0

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

(4) 1696年（元禄9年）6月（磐城地方）強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

(5) 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖）マグニチュード8.0～8.4

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

(6) 1938年（昭和13年）11月（福島県東方沖地震）マグニチュード7.5

津波による被害は発生しなかったが、小名浜で107cmの津波を観測した。

(7) 1960年（昭和35年）5月（チリ地震津波）マグニチュード9.5

チリ沖で発生した巨大地震に伴い、津波が地震発生から約1日後に日本沿岸に到達した。いわゆる遠地津波であり、県内で死者4名、負傷者2名の人的被害が発生した。

3 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴う大津波

3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ 24km）を震源としたマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生し、福島県沿岸に巨大津波が到達し、甚大な被害が発生した。

(1) 津波警報等の発表状況

| | | | |
|----------|-----------|---------------|----------|
| 3 月 11 日 | 14 時 49 分 | 津波警報（大津波）発表 | 予想高さ 3 m |
| | 15 時 14 分 | 予想高さの修正 | 6 m |
| | 15 時 30 分 | 予想高さの修正 | 10m 以上 |
| 3 月 12 日 | 20 時 20 分 | 津波警報（津波）に切り替え | |
| 3 月 13 日 | 7 時 30 分 | 津波注意報に切り替え | |
| | 17 時 58 分 | 津波注意報解除 | |

(2) 津波の観測値

| | | | |
|-----|-------|------------|-----------|
| 相馬 | 第 1 波 | -1.2m（引き波） | 時刻不明 |
| | 最大波 | 9.3m 以上 | 15 時 51 分 |
| 小名浜 | 第 1 波 | 260 c m | 15 時 8 分 |
| | 最大波 | 333 c m | 15 時 39 分 |

(3) 地震、津波による被害

「町地域防災計画」（第 1 章 総則 第 6 節 第 4 東北地方太平洋沖地震の記録）のとおり。

(4) 津波浸水面積

国土地理院の調査によれば、県内の津波浸水は最大で内陸 4 k m まで達し、面積にして約 112 k m²が浸水し、新地町の面積に占める浸水面積は、11k m²、約 24%に達した。

第 3 想定する津波災害の規模と防災対策の目的

津波災害の規模については、特別措置法で想定している海溝型地震や福島県沖高角断層地震による津波に加え、遠地津波や東北地方太平洋沖地震といった過去の津波被害を踏まえ、2 つのタイプの規模の津波を想定し、それぞれの特性に応じた防災対策を講じる。

1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震クラス）

何よりも町民等の生命を守ることを最優先とし、防災意識の向上や情報伝達体制の強化、避難路・避難場所の設定などによる町民の避難を中心に、海岸保全施設等の整備や浸水想定を踏まえた土地利用の制限なども柔軟に組み合わせた「多重防御」による総合的な対策を講じる。

2 最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

町民の人命及び財産の保護、地域経済の安定化や効率的な生産体制の確保などの観点から、町民の避難による安全確保を前提としながら、津波から地域をできるだけ防御するために海岸保全施設等の整備などを重点とした対策を講じる。

第2節 津波災害予防計画

第1 防災知識の普及、防災訓練

1 町民、児童・生徒等への津波防災教育

(1) 町民に対する防災教育

町は、津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本になることを踏まえ、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、防災関係機関、行政区（自主防災組織）、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波防災知識の普及に努める。津波防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、下記の内容について、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法による実践的な教育を行う。

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。自ら率先して避難行動を取ることが他の町民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や、海外で発生する遠地地震による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- オ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- カ 警報等発表時や避難指示、避難指示の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- キ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

(2) 児童、生徒等に対する防災教育

町教育委員会は、児童・生徒等に対する津波防災教育を、「第2章 災害予防計画 第16節 防災教育の推進 第4 学校教育における防災教育」に定める。

なお、児童・生徒等が住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

(3) 防災上重要な施設管理者に対する防災教育

消防新地分署及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い防災上重要な施設管理者に対する防災教育を「第2章 災害予防計画 第16節 防災教育の推進 第3 防災上重要な施設における防災教育」に定める。

(4) 防災対策要員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、防災対策に携わる職員に対する防災教育を、「第2章 災害予防計画 第16節 防災教育の推進 第2 防災対策要員に対する防災教育」に定める。

2 津波防災訓練の実施

(1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した防災訓練（津波防災訓練）を実施する。

(2) 津波防災訓練は、定期的実施するよう努めるものとし、冬期等避難行動に支障を来す場合を想定するなど、様々な条件を考慮した訓練を行うよう配慮する。

(3) 津波防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。

(4) 町は、県、防災関係機関、行政区（自主防災組織）等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 招集訓練及び本部運営訓練

イ 地震情報・津波警報等の情報収集、伝達訓練

ウ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

エ その他津波、浸水対策に必要な事項

第2 情報伝達体制

1 町民等への情報伝達手段の整備

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合や避難指示等を発令する場合、あらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の町民や観光客等に伝達するための手段を整備する必要がある。

町は、津波警報等や避難指示等の情報を町民等に提供するため、沿岸地域の同報系防災行政無線をはじめ、インターネット等の活用など、その他の多様な通信連絡網の整備充実に努める。

町民等への情報伝達手段の整備は、「第2章 災害予防計画 第9節 津波災害予防対策 第2 津波情報伝達体制等の確立 3 津波情報等の伝達方法」に定めるところにより行う。

2 防災関係機関との情報伝達

(1) 関係機関の措置

福島海上保安部、東北地方整備局等の関係機関は、津波警報、避難指示等の伝達について、あらかじめすべての系統、伝達先を再確認しておく。

この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り公園及び海浜の景勝地等の行楽地、さらに、沿岸部の工事区域等については、あらかじめ、沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び行政区（自主防災組織）と連携して、夜間、休日においても、津波警報等を迅速かつ正確に伝達できるよう体制を整備する。

- (2) 異常を発見した場合の通報
異常現象を発見した場合は、速やかに関係機関に通報する。

第3 津波避難施設の整備等

1 津波監視体制の整備

「第2章 災害予防計画 第9節 津波災害予防対策 第2 津波情報伝達体制等の確立 2 津波監視体制の整備」に定めるところにより行う。

2 指定緊急避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。民間の建物等を指定する場合は、管理者の同意を得るとともに、災害発生時の避難場所としての運用方法等について調整する。

(2) 指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者等（居住者等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じないものであること。また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に設定するが、公共施設や民間の建物等の屋上等を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造のもので、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するもの。

(3) 指定緊急避難場所の周知

町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知するとともに、標識看板等を設置する。なお、町民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知できるよう、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場所を示す標識を設置する等の広報を行う。また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、避難対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図る。

3 避難路の選定

町は、津波が発生した場合に避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努める。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員があることとするが、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は、円滑な避難が確保されるよう配慮する。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。
- (4) 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮する。
- (5) 避難路には、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行う。

4 緊急輸送路等の整備

町及び緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、避難者や支援物資等の緊急輸送を確保するために必要な輸送路の整備を行う。

(1) 道路の整備

県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の「第2章第14節第2 緊急輸送路等の整備（別

表1)」に定める緊急輸送路を整備するとともに、災害発生時の輸送路確保のための準備を行う。

(2) 港湾又は漁港の整備

県地域防災計画(地震・津波災害対策編)の「第2章第14節第2 緊急輸送路等の整備(別表2)」に定める物資受入れ港の岸壁等港湾施設又は漁港施設を整備し、津波に対する安全性の確保を図るとともに、災害発生時の港湾機能の早期復旧のための準備を行う。

第4 町民等の避難計画

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定は、「第2章 災害予防計画 第9節 津波災害予防対策 第5 津波避難計画の策定等 1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域の指定」に定める。

2 津波避難計画の策定

(1) 津波避難計画の策定

津波避難計画の策定は、「第2章 災害予防計画 第9節 津波災害予防対策 第5 津波避難計画の策定等 2 津波避難計画の策定」に定める。

(2) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難については、「第2章 災害予防計画 第9節 津波災害予防対策 第5 津波避難計画の策定等 2 津波避難計画の策定」に定める。

3 その他

(1) 福島県沿岸地震・津波対策連絡会への参加

福島県沿岸地震・津波対策連絡会への参加は、「第2章 災害予防計画 第9節 津波災害予防対策 第7 福島県沿岸地震・津波対策連絡会への参加」に定める。

(2) 相談窓口の設置

町は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

第5 津波に強いまちづくり

1 防災緑地の整備

県及び町は、最大クラスの津波に対しては、津波を減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保することや、津波による漂流物を捕捉し漂流物の衝突による被害を軽減するために防災緑地の整備を図る。

防災緑地は、津波減災機能や背後地の土地利用状況などを総合的に考慮して計画する。

2 市街地の再整備

県及び町は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

3 施設の安全性の確保

- (1) 国、県、町、各施設管理者は、津波による被害の恐れのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を、積雪や凍結の影響により閉鎖に支障を来すことなく迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
なお、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障を来すことなく、確実に作動するよう配慮する。

第3節 津波災害応急対策

第1 災害対策本部設置体制

1 災害対策本部等の設置

町長は、大規模な津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法 23 条の規定に基づき、直ちに新地町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

《設置基準》

- 1 気象庁が、福島県沿岸に大津波警報を発表したとき。
- 2 津波により県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。

なお、設置基準 1 に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、新地町災害対策本部条例に定めるところによる。

3 職員の非常配備・召集

- (1) 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び召集場所等の職員の召集計画を別に定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、召集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、召集命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に召集するよう努める。

4 体制

町は、「第3章 災害応急対策計画 第1節」に基づいて体制を整備する。

第2 津波警報等の伝達

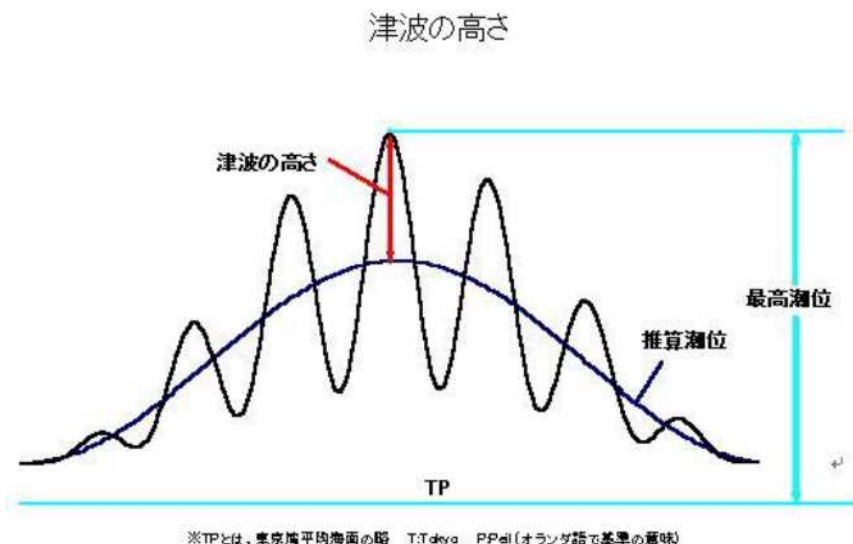
1 津波警報の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

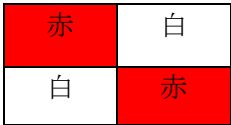
| 種 類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|-----------------|--|--------------------------|------------|---|
| | | 数値での発表 | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 (特別警報) | 予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合 | 10m超 (10m<予想高さ) | 巨大 | (巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5 m<予想高さ ≤10m) | | |
| | | 5 m (3 m<予想高さ ≤5 m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1 mを超え3 m以下の場合 | 3 m (1 m<予想高さ ≤3 m) | 高い | (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m以下の場合であって、津波による災害の恐おそれがある場合 | 1 m (0.2m ≤予想高さ ≤1 m) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。 |

- 注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。


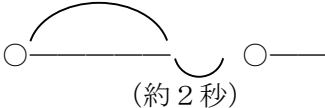

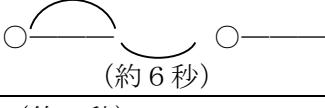
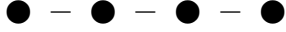
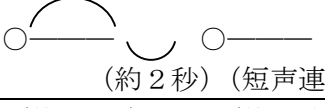

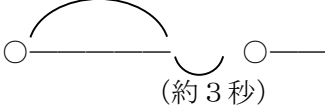


2 津波警報等標識

津波注意報、津波警報及び大津波警報について、旗を用いるか鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。（気象庁告示第3号—予報警報標識規則）

| 標識の種類 | 標識 |
|------------------------------|---|
| 津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識 |  |

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

| 標識の種類 | 標 識 | |
|-------------------------|---|--|
| | 鐘 音 | サイレン標 |
| 津波注意報標識 | (3点と2点との斑打)  | (約10秒)  (約2秒) |
| 津波警報標識 | (2点)  | (約5秒)  (約6秒) |
| 大津波警報 (特別警報) 標識 | (連点)  | (約3秒)  (約2秒) (短声連点) |
| 津波注意報 及び津波警報 解除標識 | (1点2個と2点の斑打)  | (約10秒) (約1分)  (約3秒) |

（注）吹鳴の反復は、適宜とする。

3 津波に関する予報及び情報

(1) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準とその内容】

| | 発表基準 | 内 容 |
|------|--|--|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表） | 津波の心配なしの旨を発表 |
| | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表 |
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

(2) 津波情報

津波警報、注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

| | 情報の種類 | 発表内容 |
|------|---------------------------|---|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 |
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 |
| | 津波観測に関する情報 | 沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表 |
| | 沖合いの津波観測に関する情報 | 沖合いで観測した津波の時刻や高さ及び沖合いの観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 |
| | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表 |

4 津波警報等の伝達系統

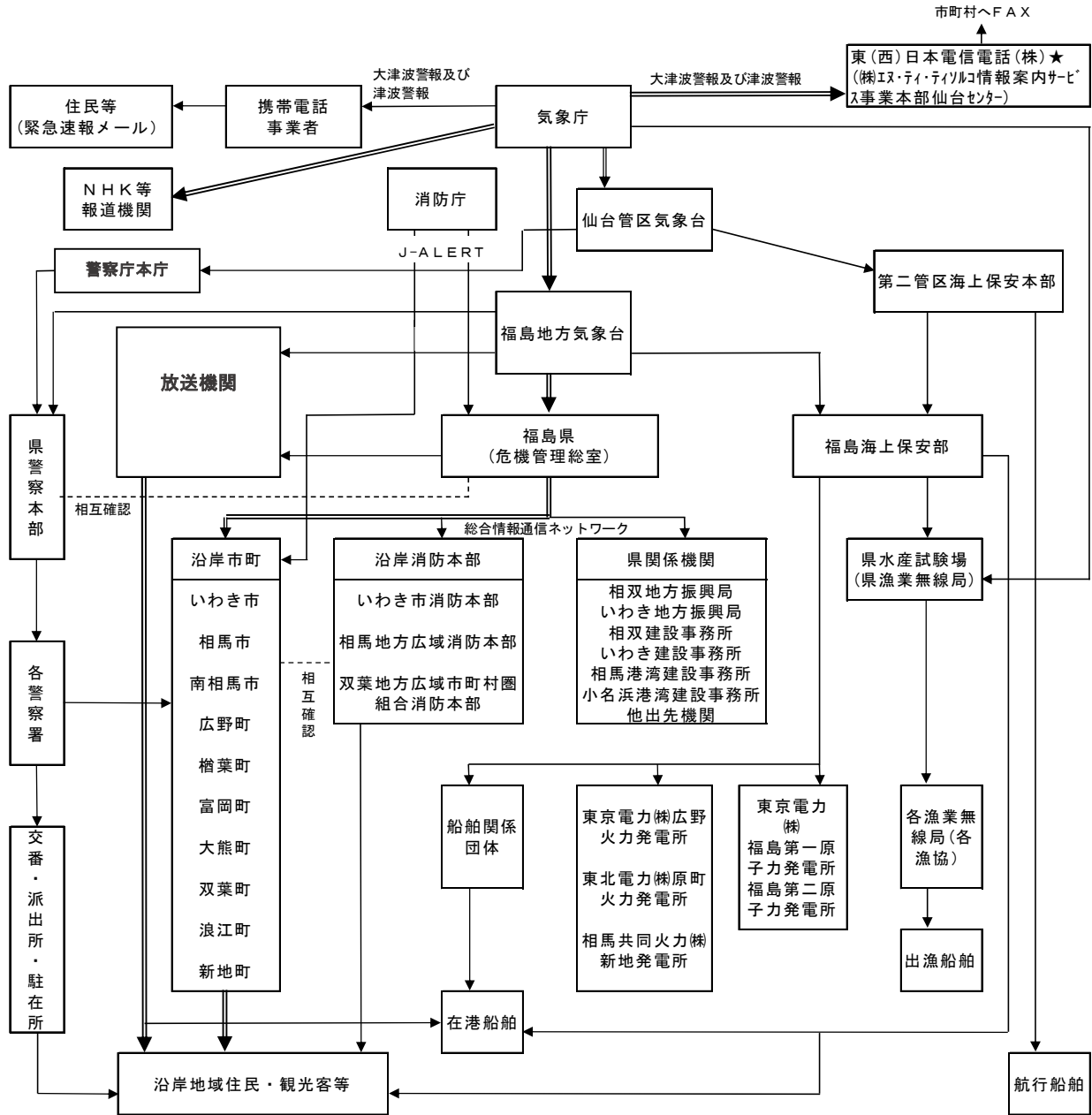
津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達する恐れがあるので、津波警報等が発表された場合、防災関係機関は、津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

町は、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）、県総合情報通信ネットワークから津波警報等を受理した場合は、直ちに電話及び防災行政無線により、関係消防団分団及び町民に津波警報等を伝達する。

消防団分団は、ポンプ車等の消防車両等を用いて、町民に広報する。

津波警報等が発表された場合は、防災行政無線や広報車による広報、テレビ・ラジオ、携帯電話への緊急情報等メールサービスなどあらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の町民や観光客等に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達、通知または周知の措置が義務づけられている。

★東日本電信電話(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話(株)が代わりに受信し、伝達する。

5 被害状況等の収集・報告

津波災害による被害状況の収集・報告については、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達」に定める。

第3 津波警戒活動及び避難指示等の発令

避難の指示等については、「第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策」等に定めるが、特に次のような措置を講じ、町民等の避難が円滑に行われるよう努める。

1 安全の確保

町は、消防団等の防災業務従事者の二次災害を防止し、安全を確保しながら避難誘導活動を行うためのガイドラインを作成する。特に、水門閉鎖や避難誘導の業務は津波第1波到達時間前に終了し安全な場所に退避することや、町民の避難とともに防災業務従事者の退避が必要であることを周知する。

堤防、水門等の設置者は、水門の自動閉鎖や常時閉鎖などの安全対策を検討する。

2 津波監視

町は、津波注意報が発表されたときは、消防新地分署と協力して直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にいる者や沿岸の町民への津波警報等の広報、伝達並びに避難の指示を最優先に行う。

3 津波警戒の呼びかけ内容

町、消防新地分署及び消防団は、次の事項に留意して広報活動を行う。

(1) 高い場所へ避難

強い揺れや弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には津波の発生を想起し、できる限り迅速に高い場所に避難するよう呼びかける。

(2) 津波は前後左右から押し寄せる

津波は海側だけでなく、地形によっては、前後左右から押し寄せてくることを呼びかける。

(3) 津波は繰り返し押し寄せる

津波は繰り返し押し寄せてくるため、注意報、警報が解除されるまで、避難場所に留まるよう呼びかける。

(4) 海岸・河川に近づかない

注意報、警報が解除されるまで、海岸や河川には近づかないよう呼びかける。

(5) 一度避難したら戻らない

「自宅の様子を見に行く」等は、身を危険にさらすことになるため、注意報、警報が解除されるまでは決して戻らないよう呼びかける。

4 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、消防新地分署、消防団、警察官及び行政区（自主防災組

織)等と協力し、海浜にいる者、海岸付近の町民等に速やかに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう指示をする。

5 避難の指示

町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると判断したときは、地域の町民等に対して避難の指示を行う。

- (1) 津波監視により異常を認めた場合は、避難対象地域にいる者に対し、速やかに避難の指示を行う。
- (2) 津波注意報が発表された場合は、海浜にいる者に対し、速やかに海浜から退避するよう指示を行う。
- (3) 大津波警報及び津波警報が発表された場合は、避難対象地域及び周辺の沿岸沿いにいる者に対し、速やかに避難の指示を行い、その周知徹底を図る。
特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難の指示を行う。
また、海岸部に近い社会福祉施設や要支援者に避難指示を行う場合は、行政区（自主防災組織）等の付近の町民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- (4) 通信機材の支障や停電等により津波警報等が確認できない場合でも、地震の規模や状況から津波発生の恐れがあると判断した場合は、町民に対して避難の指示を行い、その周知徹底を図る。
- (5) 津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに水門の操作を行う。
また、付近の町民に避難指示を行う。

6 県への報告

町が避難指示を実施した場合には、速やかに県に報告する。

7 県による避難の指示

地震や津波により町が被災し、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が避難の指示を行う。

第4 町民等への伝達

1 町の措置

町は、津波警報等や避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線、携帯電話への緊急速報メール、防災メール、広報車、ホームページ、テレビ、ラジオ等の手段を用いて町民等へ伝達するよう努める。

大津波警報（特別警報）が発表された場合は、速やかに町民等に伝達するものとする。また、伝達にあたっては、消防機関、消防団、警察官及び行政区（自主防災組織）等の協力を得て行う。

2 警察官の措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、町長から要求があったとき又は危険が切迫してい

ると警察官自ら認めるときは、沿岸の町民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、速やかにその旨を町長に通知する。

3 海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。海上保安官は、避難の指示をしたときは、速やかにその旨を町長に通知する。

第5 町民等の避難誘導、交通等の確保

1 避難指示の周知方法

周知方法及び避難路の確保は、次の方法による。

- (1) 町は、防災行政無線を通して、サイレン吹鳴及び津波警報発令放送を行い、町民等へ伝達する。
- (2) 出動消防車両等はサイレンを吹鳴するとともに、拡声機での放送によって周知する。
- (3) 町民の避難においては、消防団、行政区（自主防災組織）等により危険箇所等に誘導員を配置し、迅速かつ適切に行う。
- (4) 町は、避難所を開設し、避難者の安全確保に努める。避難所の開設については、「第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・管理」に定める。

2 町民等の避難誘導

(1) 町民等の避難誘導

町は、消防職員、消防団員、警察官、行政区（自主防災組織）など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援等を行う。

町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し、安全を確保するため、ライフジャケットの着用や無線等通信手段の携行に努めるとともに、避難誘導活動に係るガイドラインを作成する。

特に、避難広報は安全を確保できる高台で行うことや、水門閉鎖や避難誘導の業務は津波到達予想時刻前に終了し安全な場所に退避すること、避難誘導や防災対応にあたる者の待避とともに町民の避難が完了していることが必要であること等について、事前に町民等に周知する。

また、大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いに避難することの危険性についても周知を図る。

(2) 避難行動要支援者の避難

町は、避難行動要支援者の避難について「第3章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者対策」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿や個別計画に基づき、避難誘導等を実施するとともに、高齢者、児童、傷病者、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導など、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援を行う避難支援等関係者も、自らの安全確保を前提として避難支援を行う。

3 町民等がとるべき避難行動

(1) 自主的な避難

ア 町民は、津波が予想される地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、町等からの避難指示や避難誘導を待つことなく、津波避難計画に基づき指定された指定緊急避難場所に、自ら速やかに避難する。

イ 津波警報発表以前であっても、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の恐れがあることから、自主的に避難するよう日頃から周知徹底し、行政区（自主防災組織）等は、町民に避難を呼びかける。

(2) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については徒歩によることを原則とする。このため、県や町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

町は自動車による避難体制の検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

4 道路交通の確保

相馬警察署は、津波浸水のおそれがある所での交通規制及び避難路についての交通規制の内容を広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制情報の提供に努めるとともに、避難場所へのアクセス道路等について災害を防除するための必要な措置を講ずる。

5 その他交通の確保

(1) 海上

福島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じる。

(2) 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

(3) 乗客等の避難誘導

駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、町が定める津波避難計画との整合性を図りながら、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナル等に滞在する者の避難誘導計画を定める。なお、計画は避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮する。

第6 津波発生時の応急活動

1 施設の緊急点検・巡視等

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

2 二次災害の防止

町は、地震や津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互に連携して実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

3 工事中の建築等に対する措置

地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定める。

4 内水処理の対応

津波等により浸入した水の排除等が必要となった場合、水防法第32条に基づき、国が特定緊急水防活動を行うことができるとしており、人命救助等を迅速に行えるよう町は国や県と連携して取り組む。

5 救助・救急・消火・医療活動

- (1) 消火活動、救助・救急活動については、「第3章 災害応急対策計画 第11節 消防・救急救助活動」等に定める。
- (2) 医療活動については、「第3章 災害応急対策計画 第13節 医療（助産）・救護対策」に定める。

6 物資調達

物資調達については、「第3章 災害応急対策計画 第14節 飲料水・食料・生活必需品等の供給対策」に定めるが、次の事項にも配慮する。

- (1) 町は、発災直後は防災備蓄倉庫の備蓄品で対応するが、発災後適切な時期において、他自治体及び企業・団体との協定等を基に必要な物資に関し調達、供給の要請を行うとともに、県に対しても不足分について供給の要請を行う。

7 輸送活動

輸送活動については、「第3章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送対策」に定める。

なお、町及び防災関係機関は、津波により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、県及び他自治体等と連携し活動を行う。

8 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、「第3章 災害応急対策計画 第19節 防疫及び保健衛生対策」に定める。

なお、町及び防災関係機関は、津波により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、県及び他自治体等と連携し活動を行う。

9 その他防災関係機関の応急対策

(1) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

防災関係機関は、津波が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は機関ごとに別に定める。

(2) 公共インフラ関係

ア 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

イ 電気

電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

ウ ガス

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

エ 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保するため、電源の確保・地震発生後の輻輳時の対策等の措置を行う。

オ 放送

放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

放送事業者は、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずる。

10 津波災害廃棄物等の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物や津波堆積物が発生することから、迅速かつ適正な処分を行うため、広域処理と廃棄物の種類毎の処分方法について検討する必要がある。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の広域処理を含めた災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、焼却施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる施設の整備を図る。

(2) 災害廃棄物処理に係る留意事項

町は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り分別収集を行うことにより、リサイクル率の向上と処理時間及び費用の削減に努めることとする。また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うとともに、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康被害防止のため、適切な措置等を講ずる。

第7 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 町は、津波発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材及び物資（以下「資機材等」という。）の確保を行う。

- ア 保健衛生・防疫活動緊急輸送路確保に用いる障害物撤去のための重機類
- イ 電気供給確保のための発電機及び照明灯
- ウ 通信確保のための防災行政無線及び携帯電話
- エ 水防用資機材
- オ 清掃活動のためのごみ処理等に必要車両
- カ 災害応急対策に必要な機械及び車両等の燃料
- キ その他災害応急に必要な資機材

(2) 町は、管轄区域内の居住者、公私の団体及び旅行者、ドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、県に対して供給を要請する。

2 人員の配置

町は、県に対して、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、「第3章 災害応急対策計画 第4節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請」に定めるところにより、県に対し、県職員派遣又は他の自治体職員応援派遣の斡旋を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第8 災害時の広報

災害時の広報については、「第3章 災害応急対策計画 第3節 災害時の広報」に定めるところによる。

第9 応援の要請

応援の要請については、「第3章 災害応急対策計画 第4節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請」及び「第3章 災害応急対策計画 第5節 自衛隊への災害派遣要請」に定めるところによる。

第4節 津波災害復旧・復興計画

第1 津波防災まちづくり

東北地方太平洋沖地震からの復興では、町は、津波による被害を受けた被災地域について、津波に強いまちづくりを図る観点から、町民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を実施しており、再び津波被害があった際には、それまで実施してきた津波防災まちづくりについても津波被害の状況に応じて適切に見直しを行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用制限や建築制限等についても見直しを行う。

町は、防災まちづくりにあたって、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定や、出来るだけ短時間で避難が可能になる緊急避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資するものであり、その点を十分町民に対し説明し、理解と協力を得られるように努める。

第2 その他復旧、復興のための措置

津波災害からの施設の復旧や被災者への支援、生活再建及び産業の再建については、「第4章 災害復旧・復興計画」の各節により実施する。

なお、津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。